

城北防災だより

2023/3/29
58号

城北地区防災対策協議会
事務局：城北地区公民館

「避難行動要支援者支援制度」を活かした 隣人の命を守る取り組み！！

2月15日に開催された町内会長会で、「避難行動要支援者支援制度」の町内会の役割について、水田憲夫自治連会長から詳しい説明がありました。

(※詳細は、令和4年度第6回町内会長会：議事③「避難行動要支援者名簿情報の提供について」参照)

実は、各町内の対象者リスト数(R5, 1, 14現在)を見て、制度自体の目的が達成されていないのではないかと危惧しています。この2年間で、記載されている対象者数が798人も減少しています。

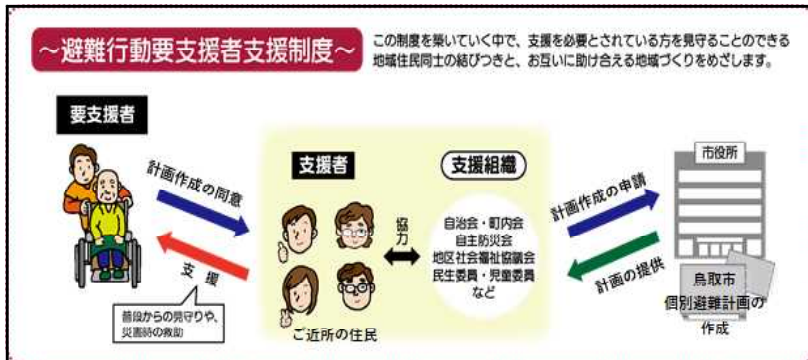
城北地区「避難行動要支援者」対象者数
■令和3年度[R3,10,31]: 977人
■令和5年度[R5,1,4]: 179人

城北地区「世帯数・人口等」[R2,9,30現在]

- 総世帯数: 3,037世帯
- 高齢者のいる世帯: 1,109世帯
- 高齢者単身世帯: 396世帯
- 高齢者2人以上世帯: 283世帯
- 前期高齢者: 685人
- 後期高齢者: 866人
- 高齢者「要介護認定率」: 19,8%
- 高齢者「認知症有病率」: 16,9%

左記は、城北地区の高齢者等の実態です。「避難行動要支援者支援制度」の目的は、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害時に“自力で避難できない人”や“逃げ遅れのおそれのある人”を、町内会、自主防災会など地域で支援する(互助・共助)ことで、誰もが安心して暮らすことの出来る地域づくりを推進する、救われべき命を救う“共助の制度”です。

この制度で、登録されている“支援者”とは、災害時または災害のおそれのある場合に、要支援者に災害情報を伝えたり、安否の確認をしたり、一緒に避難するなど、避難支援を行っていただければの方のことです。いざというとき、すぐに支援ができるように、要支援者は、となり近所の方などが想定されています。※自らの安全を確保したうえで、できる範囲の支援を行っていただきますが、支援者への安全責任や義務を伴うものではありません。



各町内には、鳥取市から町内会長の手元に住民基本台帳を基に支援が必要な方(“同意をいただいた方の情報”・“施設などへ住民登録された方の情報は載りません”)の“リスト”が、『避難行動要支援者対象者リスト』として届けられています。

同時に、名簿情報に氏名が載っていない方にも、それぞれの

町内会で支援が必要と思われる方には「登録勧奨」をすることになっています。

この制度は、地域の支援を必要とされる方からの自己申告が基本となりますが、お互い様の精神で、支援が必要と思われる隣人に声をかけ、不安に思われているようなら、制度への登録(申請)を勧めて、町内住民で情報共有し支援する制度です。

※「避難行動要支援者対象者リスト」は、1年ごとに個人情報保護の「誓約書」と共に町内会長が市に返却しています。

登録は何時でもできます。支援を必要とされる方は、お住まいの町内会長、自主防災会長、民生児童委員、城北地区社会福祉協議会などへご相談ください。

また、支援が必要と思われる隣人に気づかれた場合には、役員に相談するか、役員が自宅に訪問させていただくなどして、支援の必要な隣人を孤立させない取り組みをお願いします。

※詳細・手続の方法・申請書等は、鳥取市ホームページからダウンロードできます。